

さくら通信

8月号

2026年8月
No.260

発行

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

(株)さくらビジネスサービス

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

スポーツイベント



サッカーのワールドカップも終わり、冬季オリンピック、WBCからの一連の世界的スポーツイベントが一段落となりました。日本人選手の活躍に一喜一憂しながら観戦していましたが、イベントが終わり個人的には少しほっとしているところです。

とはいえ、国内に目を向ければ野球、サッカー、バスケットボール、ゴルフなど、まだまだ目が離せません。自分の運動も忘れずに、スポーツ観戦を楽しんでいきたいと思います。

(孝志洋)

銀行融資を有利に受けられる決算書

中小企業にとって決算書は、税務申告書類であると同時に「信用力の通知表」でもあります。銀行や信用保証協会は過去3期分の決算書から返済能力と財務体力を読み取り、融資の可否・金利・保証料率を決定します。同じ売上・同じ業績でも、数字の整え方によって評価は大きく変わります。評価の核心は4つの軸です。

- ①黒字であること(収益性)
- ②自己資本が厚いこと(安全性)
- ③キャッシュフローが安定していること(返済原資)
- ④債務償還年数が短いこと(負債の重さ)

自己資本比率は30%以上、債務償還年数は10年以内が一つの目安とされ、この基準を満たすと正常先と評価されやすくなります。

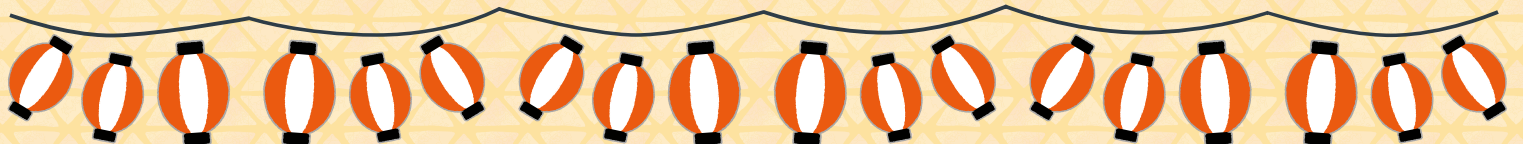
注意すべきは、銀行が提出された決算書をそのまま使わない点です。売掛金の不良債権、過剰在庫、回収見込みのない役員貸付、不渡手形などは内部で減額修正され、「実態バランスシート」として再評価されます。表面上は資産超過でも、実態は債務超過と判定されれば、債務者区分が一気に下がるため、粉飾や名目資産の放置は必ず見破られます。また、信用保証協会はCRDモデルというスコアリングを用い、全国の中小企業データと統計的に比較し、保証料率を9区分に自動配分する仕組みとなっています。

決算書改善の優先順位は、第一に不良資産の整理、第二に黒字の継続、第三に内部留保の積み上げです。月商1〜3か月分の現預金を確保し、月次試算表を銀行に定期提出することで、経営管理力の高さが評価につながります。加えて、税金や社会保険料の滞納がないこと、決算後に経営者が銀行へ実績と見通しを丁寧に説明することも、定性評価面で大きな加点要素となります。

最後に注意したいのが「節税の罠」です。利益を過度に圧縮すると自己資本が積み上がり、簡易キャッシュフローも減少し、債務償還年数が悪化します。正しい方向性は、黒字を出し、適正に納税し、内部留保を厚くすることです。

ご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください。

(大寺)



資産税係 自社株の評価が大きく変わる見込みです

自社株の評価は、会社の規模によって、以下の評価方式が原則として適用されます。

- 大会社：類似業種比準価額方式
- 小会社：純資産価額方式(会社の資産価値に近い評価額)
- 中会社：上記2方式の併用

類似業種比準価額方式を用いると、純資産価額方式に比べて評価額が大きく下がる場合があります。そのため、この方式を適用できる「大会社」に該当するよう会社規模を調整する、過度な節税スキームが見受けられるようになりました。こうした状況を受け、国税庁は課税の公平性の観点から問題があるとして、評価方法の見直しを検討しています。

<改正に向けてのスケジュール(見込み)>

- (1)2026年4月以降(今秋ごろまでに)：有識者会議にて具体的な改正案を議論
- (2)2026年12月：令和9年度税制改正大綱の決定
- (3)2027年度：税制改正の議論と並行し、財産評価基本通達の改正内容を検討
- (4)2028年1月1日以後：早ければ令和10年(2028年)1月1日以後の相続・贈与から、改正後の通達が適用される見込み

<改正による主な影響(想定)>

- 類似業種比準価額の上昇
- 会社規模区分を操作するスキームへの規制強化
- 配当還元方式による評価額の上昇
- 特定評価会社に関する判定基準・評価方法への影響
(株式等保有特定会社・土地保有特定会社の判定基準や、S1+S2方式等の簡便法についても見直し対象となる可能性があり、既存スキームの有効性について再検討が必要となる見込みです。)

改正後の通達は、令和10年(2028年)1月以降に適用される見込みです。そのため、現時点の公表情報からは、令和9年(2027年)末までは現行制度に基づく対策が行える見込みです。贈与や事業承継をご検討中の方は、早めの対応をおすすめします。

なお、通達改正前であっても、組織再編等を利用した過度な対策については、財産評価基本通達6項(総則6項)の適用により課税される可能性があります(必要に応じ、相続税法64条による行為計算否認も検討され得ます)。事前に十分な検討を行い、慎重に対応することが重要です。

(坂田)



社会保険 パートタイム・有期雇用労働者の労働条件明示項目が追加

パートタイム・有期雇用労働者を雇入れた際、労働条件通知書等の項目として新たに「待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨」の明示が必要になります。

現行(正社員の労働条件明示事項に下記の4項目が必要)

- ☐ 昇給の有無
- ☐ 退職手当の有無
- ☐ 賞与の有無
- ☐ パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

令和8年10月1日～追加の明示事項

- ☐ 待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨

● 労働条件通知書の記載例

次の窓口に対して正社員との間の待遇の相違(内容・理由)等について説明を求めることができる。

部署名

担当者氏名

(連絡先)

(徳永)



さくら税理士法人 Facebook

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。また、「これは!」という情報がありましたら **いいね!** ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いいたします!



<https://www.facebook.com/skr39.tax/>



「自動車の保険」すなわち自動車保険は、車の事故で起きる損害に備えるための保険です。事故で相手にケガをさせた、相手の車や物を壊した、自分や同乗者がケガをした、自分の車が壊れた、といった幅広い損害を補償します。

自動車保険は、基本的に「**自賠責保険(強制保険)**」と「**任意保険**」に分かれます。自賠責保険は法律で加入が義務づけられた最低限の補償で、任意保険はその不足分を補うために入る保険です。

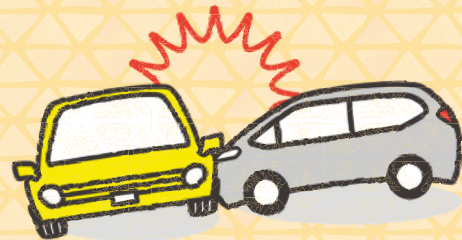
自賠責保険

事故の被害者を守るために必ず入る保険です。補償は基本的に対人賠償に限られ、相手の車や建物などの物損、自分側のケガや車の修理費は対象外です。

任意保険

強制保険だけでは足りない部分を補うための保険です。対人賠償を上乗せできるほか、対物賠償、人身傷害、車両保険などを組み合わせて、事故のときの負担を大きく減らせます。

自賠責保険とは異なり、任意保険は保険会社によって補償内容やサービス内容、保険料などが大きく異なります。任意保険への加入を検討する際は、複数の保険会社から見積もりを取り寄せるなど、補償内容や保険料等をじっくり比較したうえで、納得できる保険に加入しましょう。



(さくらビジネス)

医療係 医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化の概要

自治体等で発行する医療費助成(公費負担医療、地方単独医療費助成)の受給者証や、医療機関等で発行する診察券については、対応する自治体・医療機関等において、マイナンバーカードを用いた受付や資格確認に対応する取組が進められています。

これにより、医療保険の資格情報と医療費助成の資格情報をオンラインで確認でき、受付業務や入力負担の軽減、資格過誤請求の抑制が期待されます。

また、対応のためのレセプトコンピュータ等の改修に対しては助成制度が設けられています。



https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011207

(大下)

8月の社会保険労務

8月31日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

8月の税務

8月10日

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8月31日

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

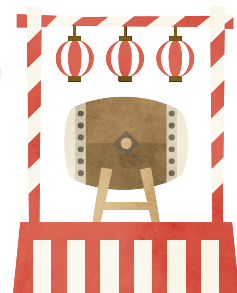
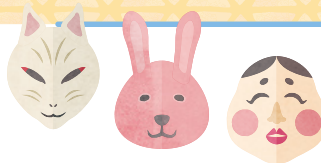
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

8月中において都道府県の条例で定める日

- 個人事業税の納付(第1期分)

8月中において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)



研修会・懇親会へのご案内

令和8年9月11日(金) ホテルクレメント徳島

研修会 13:30~17:10 3階 金扇(キンセン)

① 13:35~14:45 『会社・事業主の行うべきハラスメント対策』

講師 うずしお法律事務所 弁護士 瀧 誠司氏

② 15:00~15:45 『「大栄経理学院物語」~25歳創業~』

講師 さくら税理士法人 公認会計士・税理士 竹内 洋一

③ 16:00~17:10 『サッカーから学んだ人生』

講師 スポーツジャーナリスト 元サッカー日本代表 前園 真聖氏

懇親会 17:30~19:00 4階 クレメントホール(立食形式)

会費 無料 申込方法 電話またはFAX(申込用紙はホームページにて掲載)

申込期限 8月28日(金) ※懇親会ご出席の方には、ホテルより駐車割引券(3時間分)が発行されます。
当事務所受付案内へお申し出下さい。
※懇親会にご参加の方は、名刺をご持参ください。

夏 休 業 の お 知 ら せ

当事務所では、8月11日(火)から16日(日)まで夏季休業とさせていただきます。
何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。



ボーリング大会ー予習の甲斐なく最下位に!!

6月18日。ゼネコンさんと税理士との懇親ボーリング大会。世話役ゆえに良いところを見せようと、前々日5ゲーム、前日4ゲーム練習。本番では77ピンと48ピンで最下位だった。予習の甲斐は無かったが良い運動にはなった。最下位は「年の所為」にしよう。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

発行